

## MEMORANDUM

To: 日本ローン債権市場協会

From: 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 佐藤正謙、同 青山大樹、同 渡辺浩平

Date: 2023年1月25日

Re: シンジケートローン契約に基づくエージェントの通知について電子文書共有システムの方法を導入することに関する検討

---

ご照会のあった掲題の件について、当職らの検討結果を、以下のとおりご報告申し上げます。

### 1. 前提事実

#### (1) シンジケートローン契約上の通知方法

貴協会の公表している標準契約書（以下「JSLA 標準契約書」という。）<sup>1</sup>において、当該契約に基づく通知は、全て書面により行われることが規定されており、当該通知の方法についても、直接持参交付、ファクシミリ通信等が具体的に列挙されている<sup>2</sup>。

#### (2) 業務効率化・ペーパーレス化の取り組み

現在、一部の金融機関は、シンジケートローン実務における業務効率化・ペーパーレス化を推進する観点から、エージェントによる契約当事者への通知（以下「エージェント通知」という。）の方法として、現在のJSLA 標準契約書上認められている方法（直接持参交付、ファクシミリ通信等）に加え、電子文書共有システム（その概要は下記(3)のとおりである。）を利用する方法を今後新たに規定することを検討している。

---

<sup>1</sup> 以下、JSLA 標準契約書のうち、コミットメントライン契約書（JSLA2019年版）を「CL」と、タームローン契約書（JSLA2019年版）を「TL」という。また、貴協会の公表した「コミットメントライン契約書・タームローン契約書（JSLA2019年版）の解説」を、以下「JSLA 解説書」という。

<sup>2</sup> CL 第33条第5項、TL 第28条第5項。

なお、実務運用上は、かかる通知方法は、電子文書共有システムによる通知を受領することに同意する相手方との間でのみ用いることが想定されているとのことである。

### (3) 電子文書共有システムの概要

当職らが検討の対象とする電子文書共有システムの概要は、シンジケートローン取引において利用する局面に沿って整理すると、以下のとおりである<sup>3</sup>。

エージェントが、電子文書共有システムに、エージェント通知に係る書面の電子データをアップロードする。

上記のアップロードが行われると、電子文書共有システムにより、エージェントが電子文書共有システム上指定した受信者に対し、書面アップロードが行われた旨が電子メールにより通知される（以下、当該通知を「書面アップロード通知」という。）

- 書面アップロード通知は、シンジケートローン契約の各当事者が書面アップロード通知の宛先として指定し電子文書共有システムに登録された電子メールアドレスに対して行われる。
- 書面アップロード通知により、電子文書共有システムに電子データがアップロードされた事実は通知されるものの、書面アップロード通知自体にアップロードされた電子データの内容が表示されるわけではない。

書面アップロード通知を受けた当事者は、電子文書共有システムにアクセスすることで、エージェント通知に係る書面の内容を確認することができ、アップロードされた書面の電子データをダウンロードすることができる。

## 2. 照会事項

- (1) 電子文書共有システムを利用したエージェント通知が認められた場合、エージェント通知を受領する契約当事者の法的地位に重大な悪影響が及ぶか。
- (2) 電子文書共有システムにより行われたエージェント通知の効力発生時期。

---

<sup>3</sup> 本概要は本メモランダムを作成するにあたり前提とする内容であり、エージェントが実際に使用するシステムにより変更が生じることがある。

### 3. 結論

- (1) 電子文書共有システムを利用したエージェント通知が認められた場合でも、エージェント通知を受領する契約当事者の法的地位に重大な悪影響が及ぶわけではないと考えられる。
- (2) 電子文書共有システムにより行われたエージェント通知の効力発生時期は、書面アップロード通知が受信者の指定した電子メールアドレスに係るサーバーに記録された時点であると考えられる。

### 4. 検討

- (1) エージェント通知を受領する契約当事者の法的地位に生じる重大な悪影響の有無の検討

JSLA 標準契約書上、エージェント通知が行われる局面として、エージェントから各貸付人への借入人による借入の申込の事実及びその内容の通知<sup>4</sup>、民法587条の2第2項前段に基づく借入人による解除の通知があった旨の通知<sup>5</sup>、借入人による期限前弁済の通知があった旨の通知<sup>6</sup>等がある。

これらの通知については、いずれも、紙媒体で行うことが法律上求められているものではない。また、それぞれの通知が果たす機能（契約に基づく一定の事実があった旨の証跡ないし認識の共有）に照らしても、エージェント通知が紙媒体で行われることが必須であると考えする必要はなく、電子文書共有システムを利用することでその機能が特段害されるものでもないと考えられる<sup>7</sup>。

なお、電子データ情報共有システムによる電子的な写しの交付は、紙媒体での交付と比較して、物理的な痕跡を残さずにその内容が改変することが事実上容易なのではないかという指摘は一応あり得る。しかし、紙媒体の原本書類についても改変の可能性が一切ないわけではなく、両者の差違は程度の問題に過ぎないと

---

<sup>4</sup> CL 第5条第3項。

<sup>5</sup> CL 第8条第4項、TL 第6条第3項。

<sup>6</sup> CL 第13条第2項、TL 第10条第2項。

<sup>7</sup> たとえば、領収書を交付する場合でも領収書の原本の交付ではなくファクシミリ通信による提出を求めることでも、金銭交付の証票としての目的は十分達し得ると考えることができることにつき、当職らの貴協会宛て2020年1月28日付メモランダム「シンジケートローン取引における領収書交付の廃止について」2頁参照。同様の論旨は、電子文書共有システムを利用した通知についても当てはまる。

も言える<sup>8</sup>。

また、書面アップロード通知が電子メールの方法により行われることから、紙媒体での交付と比較して、通知到達の確実性が低下するのではないかという指摘も一応あり得る。しかし、紙媒体での交付についても、郵便等の誤配やファクシミリ通信の受信機器障害・出力不具合等の可能性はあり、この点についても、一概に電子メールの方法が他の方法と比較して劣っているとは言えず、せいぜい各通信手段の特性に基づく相対的な相違があるに過ぎないと言い得る。

以上からすると、電子文書共有システムを利用したエージェント通知が認められた場合でも、エージェント通知を受領する契約当事者の法的地位に重大な悪影響が及ぶわけではないと考えられる。

## (2) 通知の効力発生時期について

電子文書共有システムにより書面アップロード通知が行われた場合、受信者は、書面アップロード通知を受けて電子文書共有システムにアクセスし、アップロードされた書面を確認することで、エージェント通知の内容を認識することとなる。このように、エージェント通知の内容が契約当事者に認識されるまでに複数の段階があることとなるが、電子文書共有システムによるエージェント通知の効力発生時点はいつであると考えるのが妥当か。

民法上、意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずるとされている（民法第97条第1項）。そして、到達の意義について、その意思表示が相手方に受領又は了知されることを要するのではなく、了知可能な状態におかれること（意思表示の相手方の勢力範囲内におかれること）をもって足りると解されている<sup>9</sup>。

そして、電子商取引における契約の成立に関して、電子メールで意思表示が行われた場合の到達の意義については、申込み・承諾の通知の受信者が指定したメールサーバー中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時点（相手

---

<sup>8</sup> エージェントが貸付人に対してシンジケートローン実務上交付する書面（必ずしもシンジケートローン契約の規定に直接基づかないが実務上交付されることが多いもの）について、PDF ファイルを電子メールに添付して交付する方式について検討した、当職らの貴協会宛て平成29年2月1日付メモランダム「シンジケートローン契約に関する手続のペーパーレス化に関する検討」4頁参照。同メモランダムにおける検討は、本メモランダムの検討事項についても当てはまる部分が少なくない。

<sup>9</sup> 最判昭和36年4月20日民集15巻774頁。我妻栄・有泉亨ほか著『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権』（第8版）216頁、四宮和夫・能見善久『民法総則』（第9版）289頁。

方が通知を受領するために使用する情報通信機器をメールアドレス等により指定していた場合については、通知がその情報通信機器に記録されたとき)をいうと解するのが一般である<sup>10</sup>。

エージェント通知は必ずしも意思表示を内容とするものではないが、上記の考え方に準じて考えると、エージェント通知は、エージェント通知に係る書面が読み取り可能な状態で電子文書共有システムにアップロードされている限り、書面アップロード通知が受信者のメールサーバー(受信者が宛先として指定し電子文書共有システムに登録された電子メールアドレスに係るメールサーバー)に記録された時点を到達時点とし、その時点で効力を生ずると解するのが合理的であろう。受信者は電子文書共有システム上登録されるメールアドレスを自ら指定しており、また、書面アップロード通知が到達すれば、受信者は電子文書共有システムにアクセスして当該通知に係る書面を確認することができる以上、エージェント通知が受信者の勢力範囲内におかれたと評価し得るためである。

なお、電子文書共有システムを利用した通知方法について契約上規定する場合には、効力発生時点に関して上記の考え方に基づく規定を設けることが考えられる。契約上「電子メールが到達した時点」と規定する場合、解釈により、その具体的時点は、上記のとおり、電子メールが受信者のメールサーバーに記録された時点と解されることが想定される。

### (3) JSLA 標準契約書の改訂案

以上を踏まえた JSLA 標準契約書の改訂案は、添付のとおりである。

(注)

本メモランダムは、貴協会の要請に基づき、貴協会及び市場関係者のご検討の参考に供することのみを目的として作成されたものであって、本メモランダムは、上記以外の如何なる目的にも用いられてはならないものとし、市場関係者は、個別の事案等について、必要に応じ自ら弁護士等に相談の上、独自の検討に基づき判断を行うものとし、当職らは、本メモランダムに関して貴協会以外のいかなる者に対しても何らの責任を負うものではありません。

以 上

<sup>10</sup> 経済産業省『電子商取引及び情報財取引等に関する準則 令和4年4月』6頁、9頁。

添付 JSLA 標準契約書における規定を修正する場合の例（下線部は修正箇所を示す。）

コミットメントライン契約書（JSLA2019年版）第33条第5項及び第6項

タームローン契約書（JSLA2019年版）第28条第5項及び第6項

(5) 通知

本契約に基づく通知は、全て書面により、本契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方の宛先に、下記(a)ないし(e)記載のいずれかの方法により行う。なお、本契約の各当事者は、エージェント宛てに宛先の変更通知を行うことにより、宛先を変更することができる。

(a) 直接持参交付

(b) 書留郵便またはクーリエサービス

(c) ファクシミリ通信〔（但し、相手方から要求があった場合には、事後に正本を(a)または(b)の方法で相手方に交付しなければならない。）〕

(d) 〔交換便（貸付人・エージェント間の通知に限る。）〕

(e) 電子文書共有システム（エージェントが行う通知に限る。）]

前号の通知の効力発生時点は、(c)による場合には受信が確認された時点、(e)による場合には電子文書共有システム上に書面が保存された旨の閲覧可能な電子メールが受信者に到達した時点（但し、電子文書共有システムの障害その他受信者の責によらない事由により当該時点で受信者が電子文書共有システム上に保存された書面を閲覧することができない場合は、受信者による当該書面の閲覧が実際に可能となった時点）、その他の方法による場合には実際に受領された時点とする。

(6) 届出事項の変更

貸付人及び借入人は、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他エージェント宛て届出事項に変更があった場合には、エージェントに対して速やかに書面による通知を行う。また、貸付人及び借入人は、エージェントが指定する方法により、当該電子文書共有システム上、その用いる電子メールアドレスを登録するために必要な手続を行い、その変更があった場合には直ちに変更後の電子メールアドレスを登録するために必要な手続を行う。

前号の届出又は手続を怠ったために、本契約に基づき行われた通知が遅延しまたは到達しなかった場合（前項第1号(e)に定める方法により通知が行われる場合に関し、電子メールの受信に必要な電子文書共有システム上の設定等の対応を怠った場合を含む。）には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。